

認定こども園（1号認定）入園手続のための手引き

<1号認定とは>

1号認定とは「教育標準時間認定」のことで、いわゆる幼稚園部分に該当します。

<1号認定の特徴>

- ・年度当初（4月1日時点で）3歳以上であればどなたでも利用できます。
- ・通園時間は9時～14時（5時間）となります。
- ・保育料は無償です。※ただし、給食費等の実費の徴収があります。料金は各施設にお問い合わせください。
- ・14時以降の「預かり保育」は有料となります。料金は、各施設へお問い合わせください。
- ・町内で1号認定を設定しているのは、次の3施設です。（令和4年12月1日現在）
 - 城南こども園（定員10人）
 - 城北こども園（定員10人）
 - 道ノ上こども園（定員5人）

<1号認定の入所までの流れ>

1. 入所を希望する施設が決まったら、希望する施設へ入所の意思を伝えてください。
 2. 施設で入所に係る調整等を行い承諾・不承諾を伝えます。
 3. 承諾されたらこどもみらい課窓口へお越しいただき「**教育・保育認定申請書（現況届）兼施設利用申込書**」を記入します。
 4. 原則30日以内に「**支給認定証交付通知書**」等が郵送されます。
 5. 通知書を持って入所する施設と入所の契約をしてください。
- ※次年度の集中受付期間中（12～2月）は、新規及び継続分の審査を行うことから、3月下旬に結果をお知らせしますのでご了承ください。

<マイナンバーの記入について>

新規入所の児童の「**教育・保育認定申請書（現況届）兼施設利用申込書**」には世帯員の把握を目的としてマイナンバーの記入をお願いしております。こどもみらい課窓口へおこし際は、**世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード**を持参してください。